

<名古屋法務局からのお知らせ>～不動産を相続したらかならず相続登記!～

登記簿を見ても土地・建物の所有者が分からない、所有者に連絡がつかないなどの「所有者不明土地」が増えています。

このため、法改正により、令和6年4月1日から、これまで任意であった相続登記の申請が義務化され、相続により土地・建物を取得したことを知ってから3年以内の相続登記が法律上の義務になりました。

★ポイント

既に所有者が亡くなったにもかかわらず、相続登記がされていない場合にも、申請義務化の対象となります。この場合は、令和6年4月1日から3年以内(令和9年3月31日まで)に登記をする必要があります。

詳細は、名古屋法務局ウェブサイト「相続・遺言に関する手続のご案内」をご覧ください。

★司法書士に相談できる「名古屋法務局・愛知県司法書士会無料登記相談所」を名古屋法務局津島支局ほか県内5か所で開設しています。二次元コードから開設日・ご予約方法をご確認ください。

身の回りの不動産の登記を確認して、お早めに相続登記の準備をしましょう!



不動産登記推進イメージキャラクター「トウキツネ」



令和7年度就学援助費について

市では、お子さんを小中学校へ通学させるのに経済的な理由でお困りの方に対して、給食費や学用品費などを援助する事業を行っています。援助を希望される方は、次の事項を参考に、申請期間内に手続きを行ってください。毎年度申請が必要です。

対象 あま市内に住所を有し、公立の小中学校に在学する児童生徒の保護者等で、次のいずれかに該当し、市教育委員会が援助の必要があると認めた方

- (1)生活保護を受けている方(教育扶助を受けている場合は、修学旅行費のみ支給します)
- (2)生活保護が停止または廃止された方
- (3)市民税が非課税または減免されている方
- (4)個人の事業税または固定資産税が減免されている方
- (5)国民年金保険料が全額免除されている方
- (6)国民健康保険税が減免されている方
- (7)児童扶養手当の支給を受けている方
- (8)生活福祉資金による貸付けを受けている方
- (9)その他経済的に困窮し、就学に支障があると認められる方

申請期間

4月1日(火)～5月30日(金)(土・日曜・祝日を除く)
午前8時30分～午後5時15分

※申請期間後に申請し認定された場合は、認定月からの月割支給となります。

申請先 学校教育課(郵送可)

申請に必要なもの

- ・認印(スタンプ式不可)
- ・申請要件を証明することができるもの
- ・振込先口座の分かるもの

※申請書は、窓口にて用意してあります。

(市公式ウェブサイトからもダウンロードできます)

申請にあたって

- (1)住民票にかかわらず、お子さんと同一生計世帯員全員が同じ申請理由に該当することが必要です。
- (2)所得申告が必要で、未申告の方は所得申告をしてください。
- (3)認定を受けた後に認定要件を喪失された方は、認定が取り消されます。別の認定要件で申請される方は、再度申請をしてください。

問合せ先 学校教育課

☎444・0902 FAX443・8210